

公法 出題の意図

問題 1

立川反戦ビラ事件について、本件ビラ配布に対する刑法の適用が本当に内容中立規制であったかどうかを事実に基づいて適切に判断し、本判決についての憲法上の問題点を指摘させることを目的としている。

問題 2

〔問 1〕

本問は、行政指導の意義の限界に関するものである。行政指導の必要性と行政指導はあくまでも相手方の任意の協力のもとで行われるものであることなどを前提とし、行政手続法33条の趣旨や建築基準法の定める建築確認の応答期間の趣旨等にもふれつつ、このような行政指導の限界について具体的に論ずることが求められる。なお、本問の類似事案として、いわゆる品川マンション事件の最高裁判決（最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁）があるが、解答において同判決に言及することは必ずしも必須ではない。

〔問 2〕

行政事件訴訟法の用意する訴訟類型についての基本的知識を問うものである。具体的事案のもとで、提起すべき行政事件訴訟を的確に選択する能力が問われる。

私法 出題の意図

問題 1

二重の債権譲渡に関する問題である。最高裁判例を踏まえつつ、自説を論理的に展開できるかを論述により確認し、民法の重要問題に関する基本的知識の定着度及び論理的思考力が試されることとなる。

問題 2

代理出席を含む全員出席総会の決議の効力に関する問題である。その論述により、会社法上の重要な問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力が試されることになる。

刑法 出題の意図

本問は、詐欺罪における財産的損害の意義についての理解を問うものである。一見する

と財産的損害があるかどうか疑わしい事案において詐欺罪を肯定するかどうか、肯定するとしたらどのような意味で法益侵害があったといえるかに関する判例および学説の適切な理解を前提に、具体的な事案に適切に当てはめる能力が必要となる。